

## 刈谷市週休2日制工事実施要領（土木工事）

### （目的）

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、週休2日制工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）週休2日制工事 第4条に規定する対象期間の全日数に対する休工期数の割合（以下「休日取得率」という。）が28.5%以上となるよう取り組む工事をいう。
- （2）完全週休2日制工事 週休2日制工事のうち、原則として土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を休工とするよう取り組む工事（地元条件により土曜日又は日曜日に作業を行う工事で、その同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休日確保するものを含む。）をいう。
- （3）休工 巡回パトロール、保守点検その他の現場管理に関し必要な作業を除き、現場又は現場事務所における作業を一切行わず、1日を通して閉所された状態をいう。
- （4）発注者指定型 第3条に規定する対象工事のうち、発注者が選定する工事をいう。
- （5）受注者希望型 第3条に規定する対象工事のうち、発注者指定型以外の工事をいう。

### （対象工事）

第3条 週休2日制工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する工事で、設計金額130万円以上の全ての工事とする。ただし次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- （1）公共建築工事費積算基準を適用する工事
- （2）著しく施工期間が短い工事

(3) 緊急の応急復旧工事

(対象期間)

第4条 対象工事の受注者が週休2日制工事の取組を行う期間(以下「対象期間」という。)は、工期の着手日から完了届を提出する日(以下「工事完了日」という。)までの間とする。ただし、次の各号に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)を除く。

(1) 準備期間(工期の着手日から現場に着手する日(以下「施工開始日」という。)の前日までの期間をいい、現場事務所等の設置及び測量に係る期間を含む。)

(2) 後片付け期間(施工を完了した日(以下「施工完了日」という。)の翌日から工事完了日までの期間をいう。)

(3) 夏季休暇(3日間)

(4) 年末年始休暇(6日間)

(5) 工場製作のみの期間

(6) 工事事務等により稼働しない期間

(7) 豪雨、出水、地震等の天災に対する突発的な事情に対応する期間

(8) 受注者の責によらず、週6日以上現場作業を余儀なくされる期間

(9) 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合における施工開始日を含む週

(10) 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合における施工完了日を含む週

(取組内容)

第5条 受注者は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 週休2日制工事又は完全週休2日制工事のいずれかの工事の形式を選択すること。ただし、発注者が完全週休2日制工事と指定した場合を除く。なお、施工開始日以降の形式の変更はできないものとする。

(2) 対象工事の施工計画書を提出するまでに、前号の規定により選択又は発注者が指定した工事の形式に基づいて、休工の取得計画及び非対象期間が分かる工程表を作成し、監督員と協議しなければならない。この場合において、監督員との協議は、工事打合簿により行うものとする。

(3) 毎月5日までに、休工日及び非対象期間を明示した工程表を工事打合簿に添えて監督員に提出すること。

(4) 市が行う週休2日制工事に係るアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

2 前項第2号の工程表については、休日取得率が28.5%以上となるよう作成しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、受注者希望型の場合は、形式を選択する際に、週休2日制工事に取り組まないことを選択できるものとする。

(工事成績評定)

第6条 対象工事が次の各号に掲げる工事の形式の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当すると認めるときは、工事成績評定において評価するものとする。

(1) 週休2日制工事 休日取得率が28.5%以上の場合

(2) 完全週休2日制工事 対象期間の全ての週間数に対する日曜日及び土曜日を休工とした週間数の割合(以下「完全週休2日取得率」という。)が70%以上かつ休日取得率が28.5%以上の場合

2 完全週休2日制工事において、完全週休2日取得率が70%未満の場合であっても、休日取得率が28.5%以上の場合は工事成績評定において週休2日制工事として評価するものとする。

3 休日取得率及び完全週休2日取得率の算出に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目として算出すること。

(2) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日として算出すること。

4 完全週休2日取得率の算出に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 日曜日から土曜日までを1週間として算出すること。

(2) 非対象期間により土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間分として算出すること。

(3) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり0.5週間分の休工週として加算すること。

5 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」そ

の他」において評価する。

(取組証の発行)

第7条 発注者は、前条の規定により対象工事を工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望するときは、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式第1号)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1,000万円未満の対象工事については、工事成績評定において評価した場合であっても週休2日制工事取組証を発行しない。

(経費の補正)

第8条 本要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 休工状況の適用区分

休日取得率に応じ、休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上	4週8休以上
25.0%以上28.5%未満	4週7休以上4週8休未満
21.4%以上25.0%未満	4週6休以上4週7休未満
21.4%未満	4週6休未満

(2) 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査・設計等、外注が想定される業務に係る労務費については、補正の対象としない。(※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による)

休工状況の 適用区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
	労務費	1.05	1.03
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06 (1.09)	1.04 (1.07)	1.03 (1.05)

※土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事は( )の数値とする。

### (3) 補正方法

#### ア 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に  
乗じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じ  
て各経費を補正し、変更契約を行う。

#### イ 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各  
経費を補正し、変更契約を行う。

#### (工事名)

第9条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾を「(週休2日)」とする  
ものとする。

#### (特記仕様書)

第10条 週休2日制工事の特記仕様書は、次の各号に掲げる発注方式に応じ、  
当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 発注者指定型 「第 条 本工事は、週休2日制工事の発注者指定型の  
対象工事とする。詳細については「刈谷市週休2日制工事实施要領(土木  
工事)」を参照すること。」

(2) 受注者希望型 「第 条 本工事は、週休2日制工事の受注者希望型の  
対象工事とする。詳細については「刈谷市週休2日制工事实施要領(土木  
工事)」を参照すること。」

2 前項の規定は、完全週休2日制工事について、準用する。

#### (委任)

第11条 この要領に定めのない事項は、監督員と受注者が協議して定めるもの  
とする。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

## 週休2日制工事取組証

契約者名

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
最 終 契 約 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
週 休 2 日 制 工 事 の 形 式	
休 日 取 得 率 ※ 1	

※1 刈谷市週休2日制工事実施要領(土木工事)第6条に規定する「休日取得率」又は「完全週休2日取得率」を記載

刈谷市長 稲垣 武

## 週休 2 日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名 称	区 分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00

## 下水道用設計標準歩掛における市場単価

名 称	規格・仕様	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
砂基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工		1.05	1.03	1.01
小型マンホール工		1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.01	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.02	1.01	1.00